

広報とやま 令和元年(2019年)7月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

事例

平成から令和への改元に伴い、皇室関連商品の送り付けや電話勧誘などの便乗商法が増えています。



【アドバイス】

- 話を聞いてしまうと断りにくくなります。購入する意思のない場合は、はっきりと断りましょう。
- 断りきれず承諾してしまい、商品が送られてきた場合でも、法律で定める書面を受け取ってから8日間は、クーリング・オフ（契約解除）ができる場合があります。
- 注文していない商品が届いた場合は、送付元の名称や連絡先を控えた上で受け取りを拒否し、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

【相談受付時間】 （土）（日）（祝）を含む毎日10:00～18:30（年末年始、CiC休館日は除く）

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047